**2023年度発達保育実践政策学センター若手研究者育成プロジェクト募集要項**

発達保育実践政策学センター長

発達保育実践政策学センター（Cedep）では、乳幼児の発達メカニズムの解明、子育てや保育・幼児教育の実態の把握、ならびに多領域にわたる乳幼児科学の知見の集約、保育に関わる人材育成・専門性開発に関する研究を進めている。今年度は、以下の要領に基づき、大学院生の皆さんから新規の研究プロジェクトを募集する。

1. 研究応募内容

乳幼児期における子どもの発達および子育て・保育・幼児教育に関わる研究プロジェクトを中心に募集する。もっとも、広く人の生涯に亘る発達や教育に関わる研究テーマを排除するものではない。

乳幼児に関わる研究には、多様な分野からのアプローチがある。研究対象としても、乳幼児を直接の対象とする必要は必ずしもなく、親（これから親になる人なども含む）や保育者など乳幼児に関わる人、子育て・保育・幼児教育の実践、保育・幼児教育施設の環境、乳幼児を取り巻く地域の環境、保育者養成、保育・幼児教育の制度・政策、保育・幼児教育の歴史、保育・幼児教育に関わる哲学・思想などさまざまな研究対象がありうる。専門分野を問わず萌芽的・個性的・挑戦的な切り口をもったプロジェクトを期待する。

なお、新たなデータ収集を行わず、既存のデータの再分析や二次分析を実施する研究でも新規性のあるテーマであれば応募可能である。

2. 応募資格

グループ研究プロジェクトのリーダー、あるいは、個人研究プロジェクトおよび国際研修の申請者として応募できるのは、東京大学大学院教育学研究科に在籍する修士課程もしくは博士課程大学院生（いずれも休学中の者は除く）である。ただし、修士課程の学生が応募できるのはグループ研究プロジェクトと国際研修のみである。

グループ研究、個人研究、国際研修（海外での調査または学会発表）のうち、2つ以上のカテゴリーへの同時申請はできない。いずれの場合も、研究実施にあたり教育学研究科の教員から研究上の指導および資金管理を受けることができる者とする。

休学者は、グループ研究プロジェクトのリーダーのみならず、研究メンバー、個人研究プロジェクト申請者にもなることができない。

博士課程に在籍する日本学術振興会特別研究員（DC）は、本プロジェクトの教育的目的に鑑み、グループ研究プロジェクトのメンバーとしてのみ参加することはできるが、グループ研究プロジェクトのリーダーにはなることができず、個人研究プロジェクトと国際研修にも申請できない。ただし、日本学術振興会特別研究員（DC）のうち、教育研究創発国際卓越大学院（WINGS-CER）の履修生は国際研修に申請することができる。日本学術振興会特別研究員がグループ研究プロジェクトのメンバーとして参加する場合は、研究開始前に研究費を受領しないことを約束し、書面を持って取り交わすものとする。また、Spring GX（グリーン・トランスフォーメーション・プログラム）採択者は、いずれのカテゴリーに対しても申請を妨げないが、GXに採択されている旨、申請書に記述すること。

学校教育高度化・効果検証センター、バリアフリー教育開発研究センターのプロジェクトに採択された場合、日本学術振興会特別研究員（DC）と同様、（１）いずれかのプロジェクトへの参加あるいは資金援助を辞退する、（２）グループプロジェクトから名前を抜く場合には、そのグループは計画書の修正・再提出が求められ、修正内容によっては、補助金額の変更や採否の変更も生じる可能性もあることを了承の上、申請すること。なお、既に他のセンターの若手研究者育成プロジェクトに応募し不採択であった研究は、本センター募集要項・資格、ならびに研究内容が本センターの若手研究者育成プロジェクトに合致していれば応募が可能である。

※日本学術振興会(DC)に採用されている学生をメンバーに含む場合には、応募書類にある念書に必要事項を記載のうえ、押印して、提出すること。

※学校教育高度化・効果検証センター、バリアフリー教育開発研究センターのプロジェクトにメンバーが採択された場合には、応募書類にある念書に必要事項を記載のうえ、押印して提出すること。

3. 研究期間

採択通知後から、2024年3月まで

4. 研究助成金額

①個人研究1件につき20万円まで、②グループ研究1件につき40万円まで、③国際研修（海外での調査または学会発表）1件につき20万円まで（目的地によっては増額もあり得る）。

研究費で助成するのは、当該研究の実施に際し不可欠とされる書籍、資料、消耗品、調査旅費、謝金、通信費等であり、本学の校費使用の原則に従って使用する。研究に使用する備品等を購入する場合は、研究終了後その備品は、発達保育実践政策学センターが所有するものとする。資金管理においては、指導する教員の管理責任において行う。

応募の際には、予算の内訳をできる限り詳細（具体的）に記述すること。

5. 選考方法

応募要項記載内容をもとに、発達保育実践政策学センター運営委員会において審査の上、選考を行う。総合教育科学専攻、学校教育高度化専攻両専攻より選考する。

6. 研究実施に伴う義務

研究成果は、発達保育実践政策学センター運営委員会に対して進捗状況レジュメ等の形で報告を行なうほか、中間報告会・最終報告会で発表する。最終的な成果はワーキングペーパーの形でまとめ、発達保育実践政策学センターHP、および東京大学機関レポジトリ上にて公開する。さらに内容を発展させて、学会発表や投稿論文としての成果報告を奨励している（ただし、ワーキングペーパーの自己剽窃に十分注意すること）。

年度途中・年度末には会計報告書を提出すること。

なお、発達保育実践政策学センターが主催するシンポジウムの準備・運営に協力することが、申請の前提条件となる。

7. 研究応募期間・提出先

**5月15日（月）17時**まで。

応募用紙フォーマットに基づき作成し、以下のアドレスまで提出すること（今年度の特例として押印不要）。提出確認後、受領確認メールを返信するので、提出翌日までに受領確認が届かない場合はメールにて問い合わせること。応募用紙フォーマットは、学生支援チーム（大学院担当）のウェブサイトまたは発達保育実践政策学センターのウェブサイトからダウンロードすること。

8. 問い合わせ先

発達保育実践政策学センター

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

Tel: 03-5841-8311

Mail: midorit@p.u-tokyo.ac.jp

（CCでcedep@p.u-tokyo.ac.jpを入れること）

http://www.cedep.p.u-tokyo.ac.jp/